

返戻金制度について

許可番号 16-300102

株式会社ライフドア

ご紹介の人材が、3か月以内に自己都合で離職された場合は、在職期間に応じて、紹介手数料を返戻いたします。詳細につきましてはご相談を承ります。

記

在職期間及び紹介先の安全配慮義務の履行状況を勘案し下記の金額を返戻する。

在職 1 か月 (1/2 相当額以上)

在職 2 か月 (1/3 相当額以上)

在職 3 か月 (1/6 相当額以上)

2021. 1.1